

インクルーシブ教育システム構築に向けて

資料2

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みづくり

同じ場で共に学ぶことを追求

文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」H24.7

個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、**多様で柔軟な仕組み**を整備する

連続性のある「多様な学びの場」を用意

必要な取組

①多様な学びの場の整備

②特別支援教育の推進

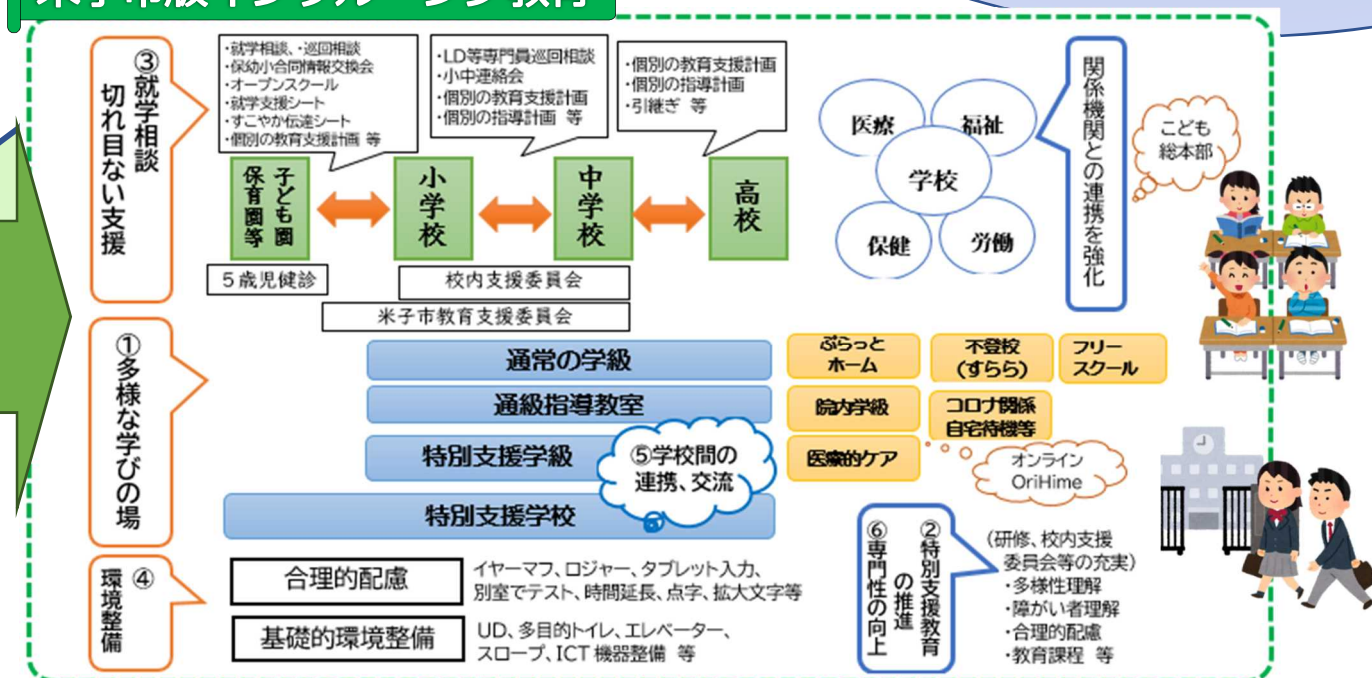
③早期からの就学相談・支援

④個々の障がいに必要な教育的ニーズに対する「合理的配慮」及びその基礎となる環境整備

⑤学校間連携等の推進

⑥教職員の専門性の向上

米子市版インクルーシブ教育



共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し、
支えあい、人々の多様な在り方を
相互に認め合える全員参加型の社会



米子市版インクルーシブ教育

③ 就学相談
切れ目ない支援

- ・就学相談、巡回相談
- ・保幼小合同情報交換会
- ・オープンスクール
- ・就学支援シート
- ・すこやか伝達シート
- ・個別的教育支援計画 等

- ・LD等専門員巡回相談
- ・小中連絡会
- ・個別的教育支援計画
- ・個別の指導計画 等

- ・個別的教育支援計画
- ・個別の指導計画
- ・引継ぎ 等

保育園等
子ども園

小学校

中学校

高校

5歳児健診

校内支援委員会

米子市教育支援委員会

① 多様な学びの場

通常の学級

通級指導教室

特別支援学級

特別支援学校

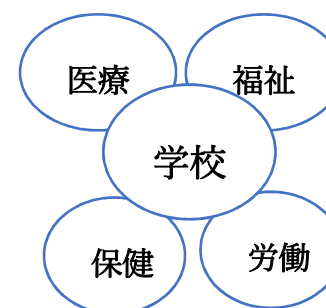
⑤ 学校間の
連携、交流

④ 環境整備

合理的配慮

イヤーマフ、ロジャー、タブレット入力、
別室でテスト、時間延長、点字、拡大文字等

基礎的環境整備

UD、多目的トイレ、エレベーター、
スロープ、ICT 機器整備 等

関係機関との連携を強化

こども
総本部ぶらっと
ホーム不登校
(すらら)フリー
スクール

院内学級

コロナ関係
自宅待機等

医療的ケア

オンライン
OriHime⑥ 専門性の
向上
② 特別支援教育
の推進

(研修、校内支援
委員会等の充実)

- ・多様性理解
- ・障がい者理解
- ・合理的配慮
- ・教育課程 等

参考 インクルーシブ教育の定義

「インクルーシブ教育」とは、障害のある子ども、障害のない子どもがともに学ぶ教育システムである。

国は、平成 26 年 1 月「障害者の権利に関する条約」を批准し、「共生社会の形成」を最も積極的に取り組むべき重要な課題としている。

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

「障害者の権利に関する条約」第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(参考 文部科学省 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 平成 24 年 7 月)

障がいのある子どもの就学先決定とその流れ

【就学先決定の仕組みに関する基本的な考え】

就学先の決定については、一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にするとともに、具体的にどのような支援が必要かを整理することが重要である。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、**本人・保護者の意見を最大限尊重(可能な限りその意向を尊重)し、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的に市町村教育委員会が決定する。**

参考:文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引き(令和3年6月)」

【米子市の就学先決定とその流れ】

保護者・園が相談しながら就学先となる学校・学びの場の検討

- ・早期からの就学に関する事前の教育相談
- ・医療、五歳児健診、相談機関等の活用
- ・本人・保護者による特別支援学級、特別支援学校の見学・体験入学の実施

特別支援学級、特別支援学校への就学希望の場合

①米子市教育支援委員会審議希望報告書の提出
(園↓米子市教育委員会)

②米子市教育支援委員会審議資料の提出
(園↓米子市教育委員会)
※「個人調査書(園)」、「観察票(園)」、「診断書(医師)」、「就学についての意見書(保護者)」

米子市教育支援委員会

(医師、福祉・教育関係者等の委員による審議)

☆年四回開催(新学齢児は第二回と第三回で審議)

※医療的ケア児は第一回で審議

保護者、園長、学校長へ審議結果の報告

③審議結果報告後の書類「就学希望書(保護者の希望)」の提出
※特別支援学級への就学の手続きはここまで

☆県立特別支援学校を希望する場合、
県教育委員会「就学支援分科会」で審議
・手続きは、米子市教育委員会が行う。
・結果は後日、保護者へ通知

就学先の学校・学びの場の決定

【交流及び共同学習とは】

障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ貴重な機会

【意義】

学校卒業後においても、障がいのある子どもにとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるるとともに、障がいのない子どもにとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障がいのある人と共に支え合う意識の醸成につながる。

【交流及び共同学習の「3つの実施形態」】

特別支援学校

鳥取県立米子養護学校(知的障がい)
鳥取県立皆生養護学校(肢体不自由・病弱)
鳥取県立聾学校ひまわり分校(聴覚障がい)



学校間交流

小・中学校と特別支援学校の児童生徒が交流及び共同学習を行う形態

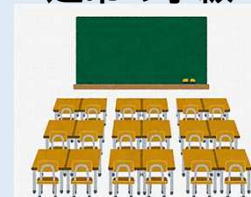
居住地校交流

特別支援学校の児童生徒が居住地域の小・中学校へ行き、交流及び共同学習を行う形態

小学校・中学校



通常の学級



特別支援学級



学校内の交流

通常の学級と特別支援学級の児童生徒が交流及び共同学習を行う形態

※学校間交流、居住地校交流を実施する場合は、特別支援学校と小・中学校で事前に連携し、交流の意義・目標を共有する。

【令和6年度の実施状況(令和6年12月末時点)】

- ・学校間交流: 5校、居住地校交流16校 (市内34校中)
- ・学校間交流では、学校行事に向けての活動やボッチャ等の交流、居住地校交流では、学年行事や教科学習、給食等での交流を行った。